

第2章 計画の基本的方向

1 基本理念

本計画では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で元気に活躍できる環境を整えるとともに、社会的役割を持って自立する生活を尊重し、介護や支援が必要となっても、一人ひとりが尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体でつくりあげていくことを目指し、

**地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり**

を引き続き基本理念とします。

2 基本的目標

▶ 全体目標 … 「人間性の尊重」

計画全体に関わる基本的な目標として「人間性の尊重」を掲げ、高齢者が社会の一員として生きがいを持って健全で安らかな生活を送ることができるよう、個人の自立と尊厳を守ります。具体的には、次の4つの個別目標を掲げます。

☆目標1 活力ある高齢社会の実現

高齢者の健康づくりや介護予防に努めるとともに、社会参加や交流の機会、就労・学習機会の充実を図り、活力ある高齢社会の実現を目指します。

☆目標2 在宅生活の総合支援

介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスなどの連携により、高齢者の包括的な相談、支援体制を構築し、在宅生活の不安解消に努めます。

☆目標3 入所施設の整備

地域における既存施設の利用動向等を見極めた上で、施設整備のあり方を検討します。

☆目標4 地域支援体制の整備

地域の高齢者の生活を包括的かつ継続的に支援し、地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

●高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の体系●

基本理念 地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本理念のもと、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、地域全体で支え、高齢者の人間性を尊重したまちづくりを目指して施策を展開します。

全体目標・人間性の尊重

1 活力ある高齢社会の実現



I 高齢者の積極的な社会参加

- ①生きがいをづくり活動等の支援の充実
- ②生涯学習の充実
- ③高齢者就業の支援
- ④高齢者同士が地域で支え合う仕組みの検討

2 在宅生活の総合支援



II 自立生活の支援

- ①在宅生活を続けるための支援の充実等
- ②福祉施設等の整備の推進等

III 介護予防等の推進

- ①介護予防の継続的な推進
- ②二次予防事業対象者把握事業の推進
- ③二次予防事業対象者に対する施策
- ④元気な高齢者等に対する施策

IV 在宅介護サービスの基盤整備

- ①要支援者に対する介護予防サービスの充実・強化
- ②中重度者を支える在宅サービスの充実・強化
- ③居宅系サービス量の推計

V 在宅介護サービスの質的向上

- ①介護従事者の資質の向上
- ②介護事業者の指導監督等
- ③介護保険制度の円滑な運用
- ④在宅ケアの推進等

3 入所施設の整備



VI 施設介護サービスの基盤整備

- ① 重度者に対する入所施設の整備
- ② 施設サービス量の推計

VII 施設介護サービスの質的向上

- ① 介護従事者の資質の向上
- ② 介護事業者の指導監督等
- ③ 介護保険制度の円滑な運用
- ④ ユニットケアの推進等

4 地域支援体制の整備



VIII 地域包括ケアシステムの構築

- ① 日常生活圏域の設定と環境整備
- ② 地域包括支援センターの機能の充実
- ③ 地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築
- ④ 認知症支援策の充実
- ⑤ 医療との連携
- ⑥ 生活支援サービスの充実
- ⑦ 高齢者の居住に係る施策との連携

3 計画の主要課題と対応

施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。

このため、高齢者が就労や様々な社会活動へ参加することに加え、健康な高齢者については地域の高齢者の日常生活の支援や、介護の担い手になるなど、様々な場面での活躍の場を提供することが必要です。

高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、高齢者の活躍の場の確保や情報の提供を行っていくため、老人クラブへの支援を継続するとともに、様々な自主的な団体の活動に対しての支援を検討していきます。

また、高齢者を地域で支えるため、元気な高齢者が要援護高齢者を見守り、支援するなど、高齢者同士が地域で支え合う仕組みについて検討するとともに、意識の醸成を図り、活力ある高齢社会の基礎となる元気に活躍する高齢者が増えるよう、高齢者の生きがいと健康づくり・介護予防にも努めます。

施策Ⅱ 自立生活の支援

高齢者の自立生活を支援するため、増加する高齢者人口やニーズに対応した、持続可能な高齢者福祉サービスを実施するとともに、必要な福祉施設サービスを実施します。

市民ニーズの把握や事業効果の検証をしながら、地域の高齢者世帯の見守り、安否確認等のほか、除雪、災害時の支援などの、地域の課題解決に向けた取り組みを検討します。

また、老朽化した保養施設などの福祉施設のあり方について検討を進めます。

高齢者の住まいとの関係では、高齢者の居住環境や経済的理由などを考慮し、養護老人ホームへの措置や、生活支援ハウスの利用につなげるほか、民間の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、情報提供に努めます。

施策Ⅲ 介護予防等の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、要介護状態になっても状態をそれ以上悪化させないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の高齢者の実態に即した支援を行い、地域支援事業や予防給付、医療保険者による保健事業、地域リハビリテーション対策などのサービスが、連続性・一貫性を持って提供されるよう体制づくりに努めます。

そのためには、二次予防事業対象者の把握を進めるため、基本チェックリストの配布や周知に努めるとともに事後指導の充実を図るほか、地域の高齢者が介護予防教室に参加しやすいよう、身近な会場へ出向いての実施を検討します。

また、要支援認定者に効果的な介護予防サービスが提供されるよう、適切なプランの作成に努めるとともにサービス事業者等との連絡調整を行い、継続的な介護予防マネジメントを実施します。新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、次期計画に向けた検討課題としますが、この事業で想定している要支援認定者に対する配食や見守り等の生活支援サービスの充実を図ります。

施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、適正な需要に対応した居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた計画的な整備が必要です。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、ニーズに応じた適切な整備を検討し、一定のサービス利用を見込むため、新たな介護サービス基盤の整備については抑制することとします。ただし、本計画期間内において引き続き状況の把握を行い、新たな介護サービス基盤の整備が必要と判断した場合は、適正な需要に対応したサービスの提供を実施します。

養護老人ホーム、有料老人ホーム等の入居者に対し、特定施設入居者生活介護の指定を受けた安定した介護サービスの提供を進めます。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

在宅介護サービスの量的な整備が進み、サービスの選択肢が広がっている一方、サービスの質が問われてきています。介護従事者及び介護支援専門員の資質の向上にかかわっていくほか、市に指定権限がある地域密着型サービス事業者の指導等により、在宅介護サービスの質的向上を目指します。

利用者や家族に対し、サービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努め、苦情や事故報告に対して適切に対応し、再発防止を促します。

事業者団体が行う各種研修会に対する支援や事業者間の連絡調整、情報共有を図るとともに、不適切なサービスが行われないよう、介護給付費の適正化に努めます。

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

重度者への対応や高齢者と介護者の安心感を確保するため、将来を見据えた施設整備について検討しますが、施設整備は、確実に保険料の引き上げにつながることから、本計画期間内については市民の理解と介護保険財政の状況を踏まえた対応が必要です。

また、介護療養病床の転換については、平成29年度末まで廃止期限が延長されたことから、事業者の意向や国の動向等を注視します。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進み、短期入所生活介護事業所も含め、居住、宿泊のニーズの変化により、特養待機者の動向に影響が出てきており、こうした高齢者の住まいと介護環境の変化に対応した施設整備のあり方を検討します。

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

在宅介護サービスと同様、施設介護サービスにおいても、量的な整備とともに、その質の向上を図る必要があります。介護従事者及び介護支援専門員の資質の向上にかかわっていくほか、市に指定権限がある地域密着型サービス事業者の指導等により、介護サービスの質的向上を目指します。また、ユニットケアの必要性から、入所者の処遇改善に努めるとともに、従来型多床室の施設については、入所者の人格を尊重したケアに努めるよう啓発します。入所者や家族に対し、サービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努め、苦情や事故報告に対して適切に対応し、再発防止を促します。

事業者団体が行う各種研修会に対する支援や事業者間の連絡調整、情報共有を図るとともに、不適切なサービスが行われないよう、介護給付費の適正化に努めます。

施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築

少子高齢化や、一人暮らし等の高齢者の増加などにより、家族や行政、介護サービス事業者等の関係者だけでは、高齢者を支えきれなくなってきました。高齢者が介護や支援が必要になっても、長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制を整備します。

高齢者に対し継続的かつ包括的なケアを実施するため、地域包括支援センターを核とし、住まい、予防、生活支援、医療・介護の5つの視点に立った、地域包括ケアシステムの構築を目指します。そのため、認知症支援策の充実、医療との連携、生活支援サービスの充実、高齢者の居住に係る施策との連携を重点課題として施策を推進します。

地域の課題解決のため、より小さな単位での支えあい体制の構築に向けて、地域の見守り支援体制の強化を図ります。

また、市民一人ひとりが自ら地域の支え合い活動などの社会活動へ参加し、健康づくりや介護予防に対する意識を高め、健康長寿の延伸に努めていくよう啓発していきます。

